

込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第40条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(揭示)

第28条 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定介護予防サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____ を

もつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(揭示)

第28条 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を揭示しなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

第34条 略

2及び3 略

4 指定介護予防デイサービス事業者は、第7条第4項の指定介護予防デイサービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第36条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第38条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第21条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防デイサービスの具体的取扱方針)

第38条 指定介護予防デイサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定介護予防デイサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

(事故発生時の対応)

第34条 略

2及び3 略

(記録の整備)

第36条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第21条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防デイサービスの具体的取扱方針)

第38条 指定介護予防デイサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防デイサービス計画の変更について準用する。

(安全管理体制等の確保)

第40条 略

2 指定介護予防デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防デイサービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(電磁的記録等)

第40条の2 指定介護予防デイサービス事業者及び指定介護予防デイサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行う

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防デイサービス計画の変更について準用する。

(安全管理体制等の確保)

第40条 略

第40条の2 指定介護予防デイサービス事業者及び指定介護予防デイサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行う

<p>ことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____</p> <p>_____</p> <p>_____に</p> <p>より行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>ことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（重要事項の掲示に係る経過措置）
- 2 この告示の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の向日市介護予防デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱第28条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。